

7 川 監 公 第 3 号
令和 7 年 2 月 2 0 日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和 6 年 1 2 月 2 6 日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 5 項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	川 上 善 行
同	石 田 康 博
同	かわの 忠 正

(別紙)

6 川 監 第 9 2 7 号

令和 7 年 2 月 2 0 日

請求人 (※氏名省略) 様

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	川 上 善 行
同	石 田 康 博
同	かわの 忠 正

川崎市職員措置請求について (通知)

令和 6 年 1 2 月 2 6 日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 2 条第 5 項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第 1 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙 1（事実証明書は添付省略）のとおり、A マンション管理組合に対して交付された令和 4 年度及び令和 5 年度の川崎市町内会・自治会活動応援補助金（以下「本件補助金」という。）について、川崎市長が、交付決定処分を取り消し、A マンション管理組合に対して、不当利得返還請求権に基づき、交付された本件補助金等の支払請求をすることを求めている。

2 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和 6 年 1 2 月 2 6 日付けでこれを受理し、監査対象局を市民文化局及び多摩区役所とした。

第 2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条第 7 項の規定に基づき、令和 7 年 1 月 2 7 日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第 8 項の規定に基づき、市民文化局及び多摩区役所の職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙 2 のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第 2 4 2 条第 8 項の規定に基づき、令和 7 年 1 月 2 7 日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「職員措置請求に係る市の考え方」（添付省略）の提出があった。関係職員の陳述の際、同項の規定に基づき、請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙 3 のとおりである。

3 監査対象事項

法第 2 4 2 条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為がある場合、また当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合などに、監査委員に対し、監査を求め、当該行為の防止、損害の補填等のために必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。

請求人が監査対象事項とする具体的な財務会計行為は、本件措置請求書、事実証明書

等の内容から、市がAマンション管理組合に対して令和4年度及び令和5年度に交付した2件の本件補助金の交付（以下「本件交付」という。）であると認められる。

(1) 令和4年度の177,900円の交付

法第242条に規定する住民監査請求は、同条第2項により、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がない限り、これをする事ができない。正当な理由の有無は、住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為及び内容を知ることができたかどうか、また、当該行為及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断される（最高裁判所平成14年9月12日第一小法廷判決（平成10年（行ツ）第69号）参照）。この「相当な期間」については、財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から、4か月経過後に提起された住民監査請求は相当な期間内にないとした最高裁昭和63年4月22日第二小法廷判決（昭62（行ツ）76号）、2か月余りで監査請求書等が作成され、3か月弱で提起された住民監査請求は相当な期間内にないとした上記平成14年最高裁判決等を踏まえると、少なくとも、6か月程度の期間が経過していた場合には、相当の期間内になされたものとはいえないと解される。

本件においては、令和4年度に交付した177,900円は、令和5年3月13日に支出が完了したものであるため、正当な理由がない限り、この支出に対する住民監査請求は認められない。そこで、正当な理由の有無を検討するに、市で管理している公文書の目録（起案年度・記号・番号、文書件名等）は市の公式ウェブサイト上で閲覧することが可能であり、これは原則として毎週水曜日に更新が行われ、その前の週に決裁完了されたものが追加されている。本件交付のうち令和4年度分の支出に関する文書については、交付決定に関する文書（令和4年12月決裁）及び交付額の確定に関する文書（令和5年2月決裁）の文書件名等を確認することができ、これらは遅くとも令和5年3月上旬には市の公式ウェブサイト上で閲覧できるようになっていたものといえる。このため、請求人は令和5年3月上旬には、本件交付のうち令和4年度分が交付されることを知ることができ、また、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）により、関係する公文書を閲覧できる状況におかれていたといえる。よって、その後1年9か月余りを経過してなされた令和4年度分の支出に関する本件措置請求は、正当な理由は認められず、監査請求期間を超過したものといわざるを得ない。

仮に、これらの制度により閲覧できる資料のみでは、被交付団体とAマンション管理組合が同一であるとの判断が困難であったとしても、請求人から市民文化局宛てに不正の証拠として令和6年5月に郵送された資料中に「2022年度 第9回住環境専門委員会議事録」があり、その中に「多摩区より、当自治会（Aマンション管理組

合)宛に、先のクリスマスフェア等の活動応援補助金が177,900円並びに福祉協議会より広報紙配布謝礼金5,250円の振り込みがあったことの報告。」との記載がある。このため、請求人は遅くとも令和6年5月までに当該管理組合に本件交付のうち令和4年度分の交付があったことを知ることができたものといえる。よって、その後6か月余りを経過してなされた令和4年度分の支出に関する本件措置請求は、相当な期間内に行われたとはいえないのであるから、やはり正当な理由は認められず、監査請求期間を超過したものというべきである。

よって、令和4年度分の支出に関する本件措置請求は、法第242条第2項の要件を欠き、不適法であるので、合議によりこれを却下すべきものと判断した。

(2) 令和5年度の40,500円の交付

令和5年度に行われた40,500円の交付（以下「本件支出」という。）についてのみ監査対象事項とした。

第3 監査の結果等

1 事実関係の確認等

請求人及び関係職員の陳述並びに関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 本件補助金について

ア 概要

本件補助金は、川崎市町内会・自治会活動応援補助金交付要綱（令和3年6月21日3川市市第175号市長決裁。以下「本件要綱」という。）に基づき交付される補助金であり、その制度目的は「町内会・自治会」が、地域住民が主体となって地域課題の解決等に取り組む活動や、「町内会・自治会」に対する地域住民の理解と関心を深め、様々な住民の参加とつながりを促進し、自発的な加入を促進する活動に取り組むに当たり、それに要する費用の一部について予算の範囲内で補助金を「町内会・自治会」に交付することで、地域社会において重要な役割を担う「町内会・自治会」の活動の活性化を図り、もって暮らしやすい地域社会の構築に寄与することである（本件要綱第1条）。

イ 対象団体

対象団体は、(1)「一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現に市内でその活動を行っている町内会・自治会。ただし、単一の町内会・自治会が、同一区域内にある他の複数の町内会・自治会からの負担金等によって、区域を代表して活動をしている場合は、当該町内会・自治会のみを対象団体とする。」及び(2)「市長が、新たに住民組織調査票を受理した町内会・自治会」である（本件要綱第

2 条第 1 項)。

上記 (1) は過去に住民組織調査票の提出を受けて市ですでに存在を把握している「町内会・自治会」が想定されており、また、(2) は新たに住民組織調査票の提出を受けて市が存在を把握することになる「町内会・自治会」が想定されている。

ウ 補助対象経費

本件要綱第 3 条に補助対象経費が規定されており、種別及び補助対象品目について別表に規定されている。

本件支出においては、「町内会・自治会活動報告・支出決算書」等 (甲第 6 号証) に記載されているとおり、種別「地域の防災活動」として備蓄備品等の購入費用、種別「地域住民の参加と交流を促進する活動」としてクリスマスコンサートの開催費用及び種別「社会福祉活動」として敬老祝賀会の開催費用が補助対象経費とされており、これらは本件要綱別表に規定された補助対象品目に該当するものである。

(2) 住民組織調査票について

住民組織調査票は、特定の法令等に定められているものではなく、地域振興施策の推進の基礎的資料とすることを目的として、市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課課長専決により決裁を得た後、市民文化局長名で各区長へ依頼し、毎年 4 月 1 日現在における状況について、「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」を行っている団体に提出を依頼しているものである。

住民組織調査票には、団体の代表者の氏名・連絡先、加入世帯数や会館 (集会所) の所有状況等が記載されており、市においては、住民組織調査票の提出を受けることにより、当該団体が「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」を行っているとは判断される場合には、当該団体を「町内会・自治会」として把握しているものであり、団体が住民組織調査票を提出する目的は、本件補助金の受給に限られるものではない。

2 監査委員の判断

(1) 本件支出が違法又は不当といえるか

ア 本件補助金の交付対象団体について

本件要綱においては、交付対象団体として、(1) 「一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現に市内でその活動を行っている町内会・自治会。ただし、単一の町内会・自治会が、同一区域内にある他の複数の町内会・自治会からの負担金等によって、区域を代表して活動をしている場合は、当該町内会・自治会のみを対象団体とする。」及び (2) 「市長が、新たに住民組織調査票を受理した町内会・自治会」が規定されている (本件第 2 条第 1 項)。

本件補助金の制度目的は、地域社会において重要な役割を担う「町内会・自治会」の活動の活性化を図り、もって暮らしやすい地域社会の構築に寄与することにある（本件要綱第1条）。この制度目的からすれば、本件補助金の交付対象団体の範囲については、その名称中に「町内会」「自治会」との文字を含む団体に限らず、「一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」（本件要綱第2条第1項第1号）を行っている団体を広く含むと解することには合理性がある。そして、この制度目的からすれば、「一定の区域に住所を有する者の地縁」（以下、単に「地縁」という。）の意義についても厳格に解する必要はない。そうすると、その構成員が一定の地域、建物等の居住者等である団体であれば、このような「地縁」があるものと認め、そのような団体が、「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」を行っていれば、交付対象団体とすることは不合理とはいえない。

イ マンション管理組合の交付対象団体該当性

マンション管理組合は、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づき設立され、区分所有者のみを構成員とし、その建物の共用部分や敷地等の管理を基本的な目的としている。したがって、マンション管理組合は、「地縁に基づいて形成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」を行う団体とは当然にはいえず、本件補助金の対象とすることは直ちにはできないと解される。

もっとも、「都市部をはじめとしたコミュニティの発展に向けて取り組むべき事項について（通知）」（平成27年5月12日付け総行住第49号総務省自治行政局住民制度課長通知。以下「総務省通知」という。）では、地方公共団体によるコミュニティ関連施策においては、管理の一環としてコミュニティ活動を行っていると認められるマンション管理組合に対しても地縁による団体と同様の取扱いを行うこととされている。市においても、本件要綱が制定される以前から、他のコミュニティ関連施策において、コミュニティ活動を行っていると認められるマンション管理組合も「町内会・自治会」に含まれると解釈してきたところである。

これらの事情を踏まえると、本件要綱の運用においても、マンション管理組合であっても、「地縁に基づいて形成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」を行っている団体であれば、本件補助金の交付対象団体にあたりうると解するのが相当である。

ウ 「地縁に基づいて形成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」を行っている団体の確認等のプロセス

市においては、毎年度提出される住民組織調査票により、市内で「地縁に基づいて形成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」を行

っている団体を把握している。この住民組織調査票による団体の把握は、法令、要綱等に基づくものではないが、従来から行われている方法である。

住民組織調査票は、団体から各区役所に提出され、「地縁に基づいて形成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」（本件要綱第2条第1項第1号）を行っている団体であることを各区役所において確認を行っている。

本件補助金の交付に当たっては、団体から提出された住民組織調査票により「地縁に基づいて形成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」を行っていることを確認された団体を本件補助金の交付対象団体としているものであり、本件補助金の制度目的及び総務省通知を踏まえれば、このような取扱いには合理性がある。

エ Aマンション管理組合が「地縁に基づいて形成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」を行っている団体に該当するか

Aマンション管理組合については、多摩区役所に住民組織調査票が提出されており、住民組織調査票に添付された「町内会・自治会関係実施事業（行事）予定表」から当該管理組合が管理の一環としてコミュニティ活動を行っていることを多摩区役所地域振興課において確認しており、これを踏まえて、同課において、Aマンション管理組合が「地縁に基づいて形成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」を行っている団体と判断したことについて、不合理な点は見当たらない。

よって、Aマンション管理組合を本件補助金の交付対象団体とすることは不合理とはいえない。

オ その他

請求人は、本件要綱において「町内会・自治会等」と規定されていないことから申請を断念する団体がありうることを捉え、その団体との衡平性を考慮するべきである旨を主張する。しかし、総務省通知の存在はインターネット等でも確認できるものであり、また、Aマンション管理組合以外にも多数のマンション管理組合が本件補助金の交付を受けていることは市の公式ウェブサイト上で閲覧することが可能である公文書目録で確認できるものである。そのため、上記イの解釈が衡平性を害するものとはいえない。かえって、請求人の主張によると、マンション管理組合が他の団体と同様に地域社会に資するコミュニティ活動を行っているにもかかわらず、マンション管理組合であるが故に補助対象から外されることになり、このような結果こそ、本件補助金の制度目的に反するものであり、衡平性の観点から問題があるといわざるを得ない。

また、その他、Aマンション管理組合への本件補助金の交付について、違法又は不当と認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出が違法であるとの請求人の主張は理由がない。

(2) 結論

以上のとおり、本件支出について違法又は不当と認めることはできないから、請求人の上記主張はいずれも採用できない。

よって、上記第2の3（1）のとおりに、本件交付のうち令和4年度分の支出に関する本件措置請求については、法第242条第2項の要件を欠き不適法であるため、これを却下することとし、その余については、請求人の主張に理由がないため、これを棄却する。

3 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

地域社会においては、地域福祉や防災など複雑化する課題への対応の必要性は高まっているが、地域社会において中心的な存在であると考えられるコミュニティ活動を行う団体への加入率の低下など、地域のつながりの希薄化への危機感が一層高まってきていることが全国的に問題となっている。このような中、地域社会において重要な役割を担う「町内会・自治会」の活動の活性化を図り、もって暮らしやすい地域社会の構築に寄与することを目的とする本件補助金の交付は、重要な取組である。

本件要綱の規定からは、本件補助金の交付対象団体にコミュニティ活動を行うマンション管理組合が含まれていることが一般にはわかりにくいものとなっていることから、本件補助金が有効に活用されるよう、よりわかりやすい情報発信の充実を望むものである。また、加えて、地域課題の解決等に取り組む活動等への地域住民の参加を促すような積極的な情報発信を望むものである。

川崎市職員措置請求書

令和 6 年 12 月 24 日

川崎市監査委員 殿

請求人 (※氏名等省略)

次のとおり、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

第 1 請求の要旨

1 請求の対象とする職員等

川崎市長 福田紀彦

2 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

- (1) 川崎市多摩区 管理組合が申請した令和 4 年 12 月 日第 号川崎市町内会・自治会活動応援補助金交付申請に対する交付決定処分に基づいて、令和 5 年 4 月不詳日、上記申請者に対して 18 万 3 千 100 円を交付した行為(甲 5)。
- (2) 川崎市多摩区 管理組合が申請した令和 5 年 12 月 日第 号川崎市町内会・自治会活動応援補助金交付申請に対する交付決定処分に基づいて、令和 6 年 4 月 25 日、上記申請者に対して 4 万 3 千円を交付した行為(甲 6)。
- (以下、これらの処分を「本件各処分」という。)

3 違法とされる理由

川崎市長の令和 3 年 6 月 21 日付決裁に係る川崎市町内会・自治会活動応援補助金交付要綱(以下「本件要綱」という。)においては、①一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし現に市内でその活動を行っている町内会・自治会、且つ②市長が、新たに住民組織調査票を受理した町内会・自治会を支給対象団体と定められているが、これに該当しない 管理組合は、同補助金の支給要件を満たしていないので、同補助金交付決定処分に基づいてした各補助金を支給は違法である(甲 2、甲 5、甲 6)。

4 損害の内容

上記 2 の行為により、川崎市に 22 万 6 千 100 円の財産上の損害が生じた。

5 求める措置

川崎市長は、上記 3 に係る各交付決定処分を取り消し、 管理組合に対して、不当利得返還請求権に基づき、22 万 6 千 100 円及びこれに対する各補助金の支給日から支払い済みまで民法所定の年 3 パーセントの割合による金員の支払請求をせよ。

第2 各当事者の主張

1 請求人の主張

(1) 形式的要件を欠くこと

本件要綱においては、支給対象団体が「住民組織調査票を提出した町内会・自治会」に限定されているが(甲2)、マンション管理組合は区分所有法所定の強制加入団体であるため、町内会・自治会に該当しない。他方、住民組織調査票の名称欄においては、「町内会・自治会等」の名称」と表記されているため、町内会・自治会以外の団体が住民組織調査票を提出することが可能と思われる(甲4)。しかし、本件要綱においては、対象単体を「町内会・自治会等」とされていない。

(2) 規範的効力について

本件要綱は、補助金支給決定処分の要件を定めた規定であるため、規範的効力を有している。したがって、本件要綱に「町内会・自治会等」と規定されていない以上、区分所有法所定のマンション管理組合は支給対象団体に含まれていない。

(3) 衡平性について

あるマンション管理組合が、本件要綱を確認したところ、対象団体が「自治会等」とされていないことからマンション管理組合は支給対象外と判断し、申請を断念した可能性があるので、衡平性の観点からも、本件各処分は取り消されなければならない。

2 川崎市の主張

請求人が、川崎市市民文化局市民活動推進課(担当[]氏)から事情を確認した際、川崎市はつぎのように主張している。

(1) 総務省の助言に従っていること

ア 総務省の川崎に対する地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言(以下「本件助言」という。)においては、

「いわゆる分譲マンションには、マンションの管理を目的に区分所有者全員から構成される団体として、建物の区分所有等に関する法律第3条の規定により管理組合が設置されるが、こうした管理組合が管理の一環として行うコミュニティ活動が、自治会・町内会等の地縁による団体(以下「地縁団体」という。)が行う地域的な共同活動と同様に、良好なコミュニティの形成に資するものと評価できる事例もみられるところ。こうしたことを踏まえ、各地方公共団体において、地縁団体を対象に各種の連絡・支援を行う際には、その内容に応じ、管理の一環としてこれらのコミュニティ活動を行っていると認められる管理組合等に対しても同様の取扱いを行うこと。」

と記載されている(甲3)。

イ 川崎市としては、マンション管理組合が住民組織調査票を提出した場合、本件助言のとおり、当該組合を町内会・自治会として取り扱う。したがって、本件要綱における「町内会・自治会」にはマンション管理組合を含むものと解釈しているので、本件各処分は本件要綱に違反していない。

(2) 制度趣旨に反しないこと

川崎市町内会・自治会活動応援補助金は、自治会活動を促進させることを目的としているので、その活動をしたマンション管理組合に補助金を支給することは制度趣旨に反していない。

3 請求人の再反論

請求人は、前2に対して、つぎのとおり反論している。

(1) 本件要綱の解釈について

本件要綱は、川崎市民に向けて公布されているので、川崎市民においてその内容を判断することになる。この点、本件要綱2条の文理解釈上、「町内会・自治会」にマンション管理組合が含まれる旨解釈することは不可能である。また、本件助言がインターネット上で確認できるとはいえ、「町内会・自治会活動応援補助金のご案内」と題される甲1・ウェブページの画面上には、本件助言のハイパーリンクが掲載されていないので、およそ一般市民は本件助言の内容を知らない。したがって、一般市民においては、川崎市が、「町内会・自治会」にマンション管理組合を含むという解釈をしていることを知る由もないので、「町内会・自治会」にはマンション管理組合は含まれていないと解釈するしかない。

(2) 住民組織調査票と本件要綱について

住民組織調査票においては、団体名称の項目名として「町内会・自治会等」と表示されているが、これは本件助言のとおり町内会・自治会に類似するマンション管理組合が住民組織調査票を提出することが許容されているというものである。一方、本件要綱においては「町内会・自治会」と記載されているように、マンション管理組合は排除されている。

第3 請求期限を徒過した正当な事由について

第1・2(1)に係る請求については、交付決定処分があった日から1年が経過しているが、つぎのとおり、期限を徒過したことについては正当な事由がある。

管理組合が提出した甲4・住民組織調査票によると、代表者は「 」、総会開催時期は「8月」、役員任期は「3年」と記載されているが、マンション管理組合としての 管理組合の総会開催時期は5月、役員任期は1年であり(甲7・32条、甲8)、代表者は ではない(以下、便宜上、マンション管理組合としての団体を「甲組合」といい、 を代表者とする団体を「乙組合」という。)。そうすると、乙組合は、甲組合と同一名称を名乗る自治会組織とみることができるので、請求人としては、乙組合に対して下した本件各処分は本件要綱に違反しないものと認識していたが、しかし、甲組合の総会等において、乙組合を設立した事実がなかったことから、当初は架空の自治会において補助金の申請をするという補助金詐欺を疑い、多摩区役所地域振興課(氏)に事実確認の連絡をしていたものである。しかし、令和6年11月中旬頃、 氏からの聞き取りにより、本件各処分は、本件助言に基づき、甲組合に対して下したことが発覚し、それならば本件各処分は本件要綱に違反する処分である旨 氏に訴えたところ、同人から住民監査請求を申し立てるように助言を受けた次第である。

以上

請求人の陳述（要旨）

監査請求書のとおり陳述し、監査請求書に対する補足は次のとおりである。

まず、請求書に不当利得の返還請求として民法所定の年3%の返還、遅延損害金を付してと書いているが、国等の場合は、こういった債権は租税債権という形で扱われる場合もあるので、これが地方自治体において同様に、国税通則法等によって今回の補助金の還付が租税債権となる場合は、「民法所定」の部分を訂正して、租税債権にのっとった手続をされたいということである。

また、当初、私は多摩区役所にこれはおかしいのではないかという連絡を入れており、そのときの多摩区もしくは川崎市の担当部署の釈明によると、もともと総務省の通達という話は一切出ていなかった。最初はそういう話がなかったのに、後から総務省の通達に基づいてと、取ってつけたかのように総務省通達に従ってという話が出てきており、当初にそれが言えるのに、それを言わなかったというのが、疑問が残るところである。

【関係職員の陳述に対する請求人からの意見】

- (1) 総務省の通達によると、「その内容に応じ、管理の一環としてこれらのコミュニティ活動を行っている」と認められる管理組合等に対しても同様の取扱いを行うこと。」と記載されているので、何も全ての管理組合を同様に扱うのではなくて、あくまでも管理の一環としてコミュニティ活動を行っている場合は同様に扱うことと限定されている。

これを前提に、提出した2つの補助金申請書のうち直近の申請に係る申請書に添付された資料の中に、その支出、予算の額が一覧表にあり、社会福祉活動の予算として3万5,000円が計上されている。これは、マンションに住んでいる住民、区分所有者の中で、いわゆる高齢者限定のイベント活動が行われ、そのイベントにおいて、お弁当代とドリンク代を支給するという費用として3万5,000円が予算計上され、それが補助金の対象となっている。

一方で、その補助金の申請に際して提出されているマンションの管理規約23条に団地管理費という規定があり、「団地管理費は、次の各号に掲げる通常の管理に要する経費に充当する。」と規定されている。次の各号の中の14号に「地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成に要する費用」、これが恐らく先ほどの3万5,000円の敬老祝賀会のイベントの根拠だと思うのだが、この条文だと、あくまでも通常の管理に要する経費としてのコミュニティ形成費用であればよいという話なので、規約14号の「居住者間のコミュニティ形成に要する費用」というのは全てが認められるものではなくて、あくまでも通常の管理に要する経費であれば充当すると、これもまた限定的にされている。

さらに、これを前提に、国土交通省が規定する標準管理規約（団地型）という標準管理規約があり、ここに規約の解釈が載っている。当マンションの管理規約もこの標準管理規約にのっとって制定されているので、同じ規約がある。この標準管理規約、資料としては添付していないが、標準管理規約（団地型）の40ページ、標準管理規約の第27条に「管理

費からの支出が認められるのは、管理組合が居住者間のコミュニティ形成のために実施する催事の開催費用等居住者間のコミュニティ形成や、管理組合役員が地域の町内会に出席する際に支出する経費等の地域コミュニティにも配慮した管理組合活動である。」と記載されており、こういう解釈をしていることがわかる。

コミュニティ活動というのがマンション管理組合では非常に抽象的というか、勝手な解釈がよくされていて、結局、今回のような補助金対象となった敬老祝賀会というのは、これはあくまでも高齢者のみなので、これは通常的管理費に該当しないというのが国土交通省の標準管理規約のコメントに注意書きで記載されている。必要であれば、これは証拠資料として添付したいと思っている。

要は、この3万5,000円が補助金の対象外ですと、補助金の要件を満たしていないという主張である。

- (2) 管理組合は区分所有法の強制加入団体なので、基本的には地縁のコミュニティを目的に設立されているわけではない。住民組織調査票を提出したマンション管理組合は自治会として把握していると、先ほど説明があったが、これは自治会ではない。自治会に準じた組織ということだったら分かるのだが、どこまで行ってもマンション管理組合は自治会ではないので、これは違うのではないかなという意見である。自治会ではないことは明らかですよということである。

また、同様の扱いとするという総務省通知があるが、これもイコールというわけではないので、マンション管理組合を自治会と扱うというのは違うというところで意見を述べさせてもらう。

あと、求釈明事項だが、マンション管理組合として把握していると関係職員は説明しているが、住民組織調査票には750世帯、加入者数が750と書かれており、これが220に手書きで訂正されている。220名として認識しているのであれば、マンションの管理組合というのは強制加入なので、750世帯であれば加入者数も750人とおのずと自動的になるはずであり、これを220に訂正することは不可能なはずなのだが、これを訂正したということは、マンション管理組合として認めていないのではないかという疑義がある。その点、よく審査の対象にしていきたい。

あと、マンション管理組合を自治会として把握したということが一番重要だと私は思っている。マンション管理組合の財産というのは、管理組合の財産ではなく、マンションの区分所有者全員の総有財産に帰属する。仮に管理組合として補助金を受け付けるのであれば、補助金として支給された現金というのはマンションの住民全員の総有財産として帰属することになる。この補助金を受け取ることに對しては、私は反対しているという立場なので、私が承諾していないのに勝手に補助金の処分決定がされて、補助金を受け取る権利というか、私にも総有財産として権利が帰属しているわけである。そうすると、マンション管理組合の補助金申請について、例えばマンション管理組合の総会の承認などを総会資料で確認することなく、今回、補助金が支給されている。マンション管理組合の総会の承認があれば私も逆らうことはもちろんできないが、今回、それがなく、いわば強制的に市

が私を含むマンション750人全員に対して補助金を付与したという権利を強制的に与えているということになるので、ここは手続に不備があるというところで、これも違法の理由にはなるのではないかと考えている。

関係職員の陳述（要旨）

陳述については、提出した職員措置請求に係る市の考え方にに基づき説明をする。

1 番の「本件請求に関する事実経過」だが、川崎市町内会・自治会活動応援補助金は、「町内会・自治会が、地域住民が主体となって地域課題の解決等に取り組む活動や、町内会・自治会に対する地域住民の理解と関心を深め、様々な住民の参加とつながりを促進し、自発的な加入を促進する活動に取り組むに当たり、それに要する費用の一部について予算の範囲内で補助金を町内会・自治会に交付することで、地域社会において重要な役割を担う町内会・自治会の活動の活性化を図り、もって暮らしやすい地域社会の構築に寄与すること」を目的に、令和 3 年度に開始された補助制度である。

また、平成27年 4 月 1 日施行の町内会・自治会の活動の活性化に関する条例第 4 条第 1 項において、市の責務として「市は、地域住民が町内会・自治会に自発的に加入し、又は町内会・自治会を自主的に設立することを促進するため必要な支援を行うものとする。」と定められており、本件補助金については活性化条例に基づいた施策でもある。

なお、活性化条例及び本件補助金交付要綱において、コミュニティ活動を行っているマンション管理組合も「町内会・自治会」に含まれると解釈している。

次に、本件補助金の対象団体は、本件補助金交付要綱第 2 条において、「(1)一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現に市内でその活動を行っている町内会・自治会。ただし、単一の町内会・自治会が、同一区域内にある他の複数の町内会・自治会からの負担金によって、区域を代表して活動している場合は、当該町内会・自治会のみを対象団体とする。(2)市長が、新たに住民組織調査票を受理した町内会・自治会」と定めている。

住民組織調査票は特定の法令等に定められているものではないが、会長の氏名・連絡先、加入世帯数や町内会館の所有状況等、直近の状況を把握することにより、地域振興施策の推進の基礎的資料とすることを目的として、市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課の課長専決により決裁を得た後、市民文化局長名で各区長へ依頼し、例年 4 月 1 日現在における状況を町内会・自治会から提出していただき、住民組織調査票の提出を受けることで町内会・自治会として把握する。本件補助金交付要綱第 2 条において、(1)のほうは過去に住民組織調査票の提出を受けて行政で既に存在を把握している町内会・自治会を想定しており、(2)は新たに住民組織調査票の提出を受けて行政が存在を把握することになる町内会・自治会を想定している。

なお、管理組合は「建物の区分所有等に関する法律」第 3 条に定められている区分所有者の団体のため、地縁に基づいて形成される町内会・自治会とは性格が異なるが、本市においては本件補助金制度開始以前からコミュニティ活動を行っているマンション管理組合を町内会・自治会として扱ってきた経緯があり、また、平成27年 5 月12日付け総務省通知「都市部をはじめとしたコミュニティの発展に向けて取り組むべき事項について」では、管理の一環としてコミュニティ活動を行っている認められる管理組合等に対しても自治会・町内会等の地縁団体と

同様の支援を行うことが示されている。また、これらに基づき多摩区役所まちづくり推進部地域振興課において本件請求の対象となる■■■■■■■■■■管理組合がコミュニティ活動を行っていることを確認したことから、当該管理組合も「町内会・自治会」に含まれると解釈している。

当該管理組合においては、本件請求に係る令和４年度及び令和５年度の住民組織調査票を多摩区役所地域振興課に提出しており、「町内会・自治会」として把握している。前述のとおり、マンション管理組合は区分所有法第３条に定められている区分所有者の団体のため、地縁に基づいて形成される町内会・自治会とは性格が異なるが、集合住宅におけるコミュニティの組織も地縁に基づくものと捉えており、また、多摩区役所地域振興課において当該管理組合が管理の一環としてコミュニティ活動を行っていることが、提出された令和４年度及び令和５年度の住民組織調査票に添付された「町内会・自治会関係実施事業（行事）予定表」から確認でき、この活動が総務省通知のいうコミュニティ活動と認められることから、当該管理組合も「町内会・自治会」に含まれると解釈している。

本件補助金の交付に当たっては、「町内会・自治会」からの交付申請を区役所地域振興課・支所・出張所で受け付けた後、申請資料の審査を行い補助金の交付決定を行う。その後、「町内会・自治会」から活動実績の報告を受け、区役所地域振興課・支所・出張所において申請書類の審査、補助金額の確定がされ、「町内会・自治会」から補助金の交付請求を受け、交付する流れとなっている。図で示したものが次ページ、３ページにあるので、そちらを参照いただきたい。

当該管理組合からの補助金申請については、多摩区役所地域振興課において受け付け、提出された書類を審査した結果、令和４年度分については令和５年３月１３日に１７万７,９００円、令和５年度分については令和６年４月２５日に４万５００円を交付している。

２番目として、「当該管理組合への本件補助金交付の経緯」であるが、１の「本件請求に関する事実経過」で示したとおり、当該管理組合は、令和４年度、令和５年度にそれぞれ住民組織調査票を多摩区役所地域振興課に提出しており、地域振興課では補助金交付要綱の対象である「町内会・自治会」として把握している。

当該管理組合に対する本件補助金の交付に当たっては、多摩区役所地域振興課において、令和４年度分については、令和４年１２月■■日に「川崎市町内会・自治会活動応援補助金交付申請書」を受理し、申請内容について、添付書類である「町内会・自治会活動計画・支出予算書」及び当該管理組合の管理規約を基に審査した結果、当該管理組合が実施した事業活動に要した経費のうち、「地域の防災活動」として、備蓄備品・消耗品、「地域住民の参加と交流を促進する活動」として、クリスマスコンサートの実施による住民の交流が、それぞれ本件補助金交付要綱第３条に定める補助対象経費に該当するものと判断したため、交付決定し、令和５年１月■■日付けで活動応援補助金の交付決定通知書をもって通知した。その後、令和５年２月■■日に、この応援補助金活動実績報告書を受理し、添付書類である活動報告・支出決算書及び補助対象経費に係る領収書の写しその他支出を証する書類を基に審査した結果、その成果が適正であると認められるため、交付すべき本補助金の額を確定し、令和５年２月■■日付けで活動応援

補助金の金額の確定通知書をもって通知した。令和 5 年 2 月 〇〇 日に応援補助金の交付請求書を受理し、令和 5 年 3 月 13 日に請求書に記載の指定口座に本件補助金の振込を行った。

令和 5 年度については、令和 5 年 12 月 〇〇 日に応援補助金の交付申請書を受理し、申請内容について、添付書類である活動計画・支出予算書及び当該管理組合の管理規約を基に審査した結果、当該管理組合が実施した事業活動に要した経費のうち、「地域の防災活動」として備蓄備品・消耗品、「地域住民の参加と交流を促進する活動」として、クリスマスコンサートの実施による住民の交流、「社会福祉活動」として、敬老イベントの開催、敬老祝賀品の配付が、それぞれ本件補助金交付要綱第 3 条に定める補助対象経費に該当するものと判断したため、交付決定し、令和 5 年 12 月 〇〇 日付けで応援補助金の交付決定通知書をもって通知した。その後、令和 6 年 2 月 〇〇 日に活動実績報告書を受理し、添付書類である活動報告・支出決算書及び補助対象経費に係る領収書の写しを基に審査した結果、その成果が適正であると認められるため、交付すべき本補助金の額を確定し、令和 6 年 3 月 〇〇 日付けで補助金の金額の確定通知をもって通知した。令和 6 年 4 月 〇〇 日に交付請求書を受理して、令和 6 年 4 月 25 日に請求書に記載の指定口座に本件補助金の振込を行った。

3 番目に「川崎市職員措置請求書記載事項に対する本市の見解」であるが、(1)「第 1 請求の要旨 3 違法とされる理由」は全て否認する。

先ほどの 1 の「本件請求に関する事実経過」及び 2 番目の「当該管理組合への本件補助金交付の経緯」で示したとおり、当該管理組合は多摩区役所地域振興課に住民組織調査票を提出しており、「町内会・自治会」として把握している。また、多摩区役所地域振興課において当該管理組合から提出された補助金の交付申請書類の審査を行い、本件補助金交付要綱第 1 条に定める目的に沿った活動が確認でき、同第 3 条に定める補助対象経費に該当するものと判断したことから、本件補助金を交付したものである。

(2)として、「第 1 請求の要旨 4 損害の内容」は全て否認する。

先ほどの 1 番の「本件請求に関する事実経過」、2 番目の「当該管理組合への本件補助金交付の経緯」及び先ほどの(1)で示したとおり、当該管理組合からの申請を多摩区役所地域振興課で審査した結果、本件補助金交付要綱第 3 条に定める補助対象経費に該当するものと判断して本件補助金を交付したことから、損害は生じていないものと考えている。

(3)として、「第 2 各当事者の主張 1 請求人の主張 (1)形式的要件を欠くこと」は 1 段落目「町内会・自治会以外の団体が住民組織調査票を提出することが可能と思われる。」、この点については認め、それ以外の点は否認する。

請求人の記載のとおり、住民組織調査票において名称欄に「町内会・自治会等の名称」と表記している点については、名称を「町内会・自治会」としていない団体についても住民組織調査票の提出を可能とするものであり、コミュニティ活動を行っているマンション管理組合からの提出を認めないものではない。そのため、コミュニティ活動を行っているマンション管理組合から住民組織調査票が提出され、管理規約等によりコミュニティ活動を行っていることが確認できた場合には「町内会・自治会」として把握する。また、総務省通知では、管理の一環としてコミュニティ活動を行っている認められる管理組合等に対しても自治会・町内会等の地

縁団体と同様の取扱いを行うこととされている。本件補助金交付要綱においては、これによりコミュニティ活動を行っているマンション管理組合も「町内会・自治会」に含まれると解釈していることから、「町内会・自治会」と記載し、「町内会・自治会等」と記載していないものである。

(4)「第2 各当事者の主張 1 請求人の主張 (2)規範的効力について」は全て否認する。

先ほどの(3)のところで示したとおり、住民組織調査票の提出によりコミュニティ活動を行っているマンション管理組合も「町内会・自治会」として把握する。当該管理組合も住民組織調査票を提出しており、本件補助金交付要綱第2条に定める「町内会・自治会」に含まれると解釈しているため、請求人の指摘には当たらないものと考えている。

(5)「第2 各当事者の主張 1 請求人の主張 (3)衡平性について」は全て否認する。

先ほどの(3)と(4)でお示ししたとおり、住民組織調査票の提出によりコミュニティ活動を行っているマンション管理組合も「町内会・自治会」として把握して本件補助金交付要綱において「町内会・自治会」に含まれると解釈しており、また、コミュニティ活動を行っているマンション管理組合からも住民組織調査票の提出を可能としているので、そういったことから、当該管理組合以外のマンション管理組合からの本件補助金の交付申請は可能であり、請求人の指摘には当たらないものと考えている。

(6)「第2 各当事者の主張 3 請求人の再反論 (1)本件要綱の解釈について」は全て否認する。

要綱とは、行政内部の一般的な準則を定めているものであり、法規に当たる国の法律や政省令、及び県や市が定める条例、規則とは異なるものであることから、請求人の指摘する「本件要綱は、川崎市民に向けて公布されているので、川崎市民においてその内容を判断する。」には当たらないものと考えている。また、先ほどの(3)、(4)及び(5)で示したとおり、コミュニティ活動を行っているマンション管理組合からも住民組織調査票の提出を可能としており、住民組織調査票の提出によりコミュニティ活動を行っているマンション管理組合も「町内会・自治会」として把握する。当該管理組合も住民組織調査票を提出しており、本件補助金交付要綱第2条に定める「町内会・自治会」に含まれると解釈しているため、請求人の指摘には当たらないものと考えている。

(7)「第2 各当事者の主張 3 請求人の再反論 (2)住民組織調査票と本件要綱について」は全て否認する。

(3)、(4)、それと(5)で示したとおり、コミュニティ活動を行っているマンション管理組合からも住民組織調査票の提出を可能としており、住民組織調査票の提出によってコミュニティ活動を行っているマンション管理組合も「町内会・自治会」として把握する。当該管理組合も住民組織調査票を提出しており、本件補助金交付要綱第2条に定める「町内会・自治会」に含まれると解釈していたため、請求人の指摘には当たらないものと考えている。

(8)「第3 請求期限を徒過した正当な事由について」、請求人は令和6年11月頃、市民活動推進課職員からの聞き取りにより本件各処分は本件要綱に違反する処分であることを知ったと

している。しかしながら、請求人から市民文化局宛てに不正の証拠として同年5月に郵送された資料中に「2022年度 第9回住環境専門委員会議事録」があり、その中に「多摩区より、当自治会（XXXXXXXXXX管理組合）宛に、先のクリスマスフェア等の活動応援補助金が17万7,900円並びに福祉協議会より広報紙配布謝礼5,250円の振込があったことの報告。」との記載がある。この「2022年度 第9回住環境専門委員会議事録」の日付は2023年4月11日となっていることから、請求人は2023年（令和5年）4月時点で当該管理組合に本件補助金が交付されたことを覚知することができたと推察され、また、管理組合に関する同一名称の別団体に本件補助金の交付決定処分が行われたとの請求人の当初の認識は当時の本人の独自の見解に基づく誤認であるため、令和4年度分の本件補助金の支出に関しては請求期間を経過していることから本件請求の対象とならないものとする。なお、コミュニティ活動を行っているマンション管理組合において、マンション管理組合の組織内にコミュニティ活動を行う部門を設けて活動している場合もあり、住民組織調査票に記載する代表者は必ずしもマンション管理組合の理事長とは限らない。当該管理組合については、令和4年度、令和5年度ともに請求人が記載の人物を代表者として住民組織調査票を提出しているところである。

4の「結論」だが、以上から、本件請求における本件補助金交付は関係法令に従い適正に執行したものであり、違法との評価を受けるものではないと考える。